

2026年3月22日

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会  
生活、総合的な学習・探究の時間ワーキンググループ  
主査 黒上 晴夫 殿

日本イエナプラン教育協会  
代表理事 濱 大輔



### 次期学習指導要領改訂に向けた日本イエナプラン教育協会からの要望

イエナプラン教育は、ドイツで始まりオランダで広がった、子ども一人ひとりを尊重しながら自律と共生を学ぶ教育です。日本でも近年、(試行)実践が始まっていますが、その目指すところは令和6年12月25日の文科大臣から中央教育審議会への諮問文の内容とほぼ一致しており、これからの日本の学校で求められる教育のあり方、すなわち、子どもたちの主体性と多様性、対話を重視し、その全人的な発達を促すために、柔軟な指導や子どもたち同士の相互作用を活用して高質で深い学びを行い、共生社会を実現しようとするものです。この観点から、イエナプランをはじめ、同様の方向を目指す学校が、より効果的な教育活動を実現できるように、以下の内容を、中央教育審議会答申の中に入れてくださるよう要望します。

なお、これまでに4回、教育課程企画特別部会に要望書を提出しました。→



**要望1 情報活用能力を育む領域を「付加」する場合に、従来の生活、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間における学習内容や指導方法の柔軟さを制限しないよう慎重に配慮して答申してください。**

昨年9月25日の論点整理には、小学校段階の総合において「情報活用能力を含む領域を『付加』すべき」であり、その際、「『自ら課題を設定し、解決に取り組むことを通じて自己の生き方を考えていく』という探究的な学びの特質が十分に発揮されるよう配慮すべき」と記されていました。イエナプラン教育のワールドオリエンテーション(総合的な学び)では、子どもが自分自身の問いに取り組み、探究的な学び方自体を学びます。私たちも論点整理に記された「探究的な学びの特質が十分に発揮されるよう配慮」することに賛同しますが、それには総合的な学習の時間と、生活や総合的な探究の時間における学習内容・指導方法の柔軟さを担保(あるいは拡大)することが同時に必要です。

**要望2 好奇心から始まるそれ自体を目的とする遊び・学びが、「問題発見・解決」や「情報活用」といった操作的になりがちな学習の基調として位置づくように答申してください。**

イエナプラン教育では、子どもの好奇心から始まる「遊び・学び」を重視します。それは大人から見れば時に単なる「遊び」と映るものですが、その「遊び」の重要性は幼稚園教育要領等をはじめ、既に前提認識となっています。「遊び」はエマーゼント(創発的)カリキュラムであり、それ自体を目的とします。そこから発展する学びも含め、不確実性と可能性に満ちた点に強みがあります。「問題発見・解決」や「情報活用」といった学習は、得てして操作的になりがちです。生活科、総合的な学習・探究の時間は体験的な活動が、子どもの発達段階に応じてその性質を変化させていくことは妥当です。しかし、学びに向かうモチベーションがあつてこそ、「問題発見・解決」や「情報活用」においてもよい成果を得

られます。よって、これらの教科・領域の全てについて、子どもの好奇心から始まる遊び・学びが基調として位置づくことを明示されるよう提案いたします。

**要望3 総合的な学習（探究）の時間の評価は、これまで以上に児童生徒の自己評価を重視したものとなるよう答申してください。**

イエナプラン教育では、ワールドオリエンテーションと呼ばれる教科横断的で探究的な学びを重視しています。「子どもを真ん中に据えた教育」においては、子どもの興味・関心に応じた学習課題に取り組むことや、「ホンモノに触れる」ことを大切にするからです。このような、身体性を重視した直接体験を通して学習対象との関わりを深め、知的好奇心や探究心を育む学びでは、教師が一律に評価項目を定めるのではなく、児童生徒の自己評価を最大限に生かした学習評価とすることで、子どもが自己肯定感を高めることができます。

※日本イエナプラン教育協会は、日本におけるイエナプラン教育の発展・普及のために、市民の自発的な教育活動を支援、促進し、イエナプラン教育の実践をもとに、情報交換や研究を深めていく場をつくることを目的とする団体です（平成 26 年 10 月に一般社団法人設立）。<https://japanjenaplan.org/>



2026年3月22日

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会  
特別支援教育ワーキンググループ  
主査 清原 慶子 殿

日本イエナプラン教育協会  
代表理事 濱 大輔



### 次期学習指導要領改訂に向けた日本イエナプラン教育協会からの要望

イエナプラン教育は、ドイツで始まりオランダで広がった、子ども一人ひとりを尊重しながら自律と共生を学ぶ教育です。日本でも近年、(試行)実践が始まっていますが、その目指すところは令和6年12月25日の文科大臣から中央教育審議会への諮問文の内容とほぼ一致しており、これからの日本の学校で求められる教育のあり方、すなわち、子どもたちの主体性と多様性、対話を重視し、その全人的な発達を促すために、柔軟な指導や子どもたち同士の相互作用を活用して高質で深い学びを行い、共生社会を実現しようとするものです。この観点から、イエナプランをはじめ、同様の方向を目指す学校が、より効果的な教育活動を実現できるように、以下の内容を、中央教育審議会答申の中に入れてくださるよう要望します。

なお、これまでに4回、教育課程企画特別部会に要望書を提出しました。→



**要望1 障害の「社会モデル」の考え方を教職員に伝えるための方策を具体的に例示し、これが通常学級を含む学校全体で取り組む課題だという認識が広まるように答申してください。**

イエナプラン教育はインクルーシブな社会の実現を目指しています。それは全体として、障害の区分や学校種別等によって多様な子どもたちを切り分ける方向ではなく、互いのつながりや連帯を強める方向に教育を転換していくことを意味しています。こうした社会を実現するためには、昨年9月25日の論点整理にも示された障害の「社会モデル」の考え方が広く認知される必要があります。イエナプラン教育では、学校は社会から影響を受け、社会の要請に応じていく機関でありながら、同時に社会に影響を与えていくことが期待される場でもあると考えます。貴ワーキンググループの審議では通級指導の拡充が大きく取り扱われていますが、この変更のみが強調されると、学校の多数を占める通常学級での教育活動の性格はそのままに、そこから課題を抱えた子たちに十分支援が届かない状況を助長してしまうと考えます。学校は私たちが望む未来社会を一足先に実現しようとするモデルとしての場でもあり、そうした観点から、まずは「社会モデル」の考え方を通常学級を含む学校全体に広める必要があります。そして、通級や特別支援学級といった場のみならず、学校全体としてよりインクルーシブな教育活動を充実させることを通して、より障害を感じる状況が生まれにくい社会を実現していくことを望みます。そのために、障害の「社会モデル」の考え方を教職員に伝えるための方策を具体的に例示してください。そして、これが通常学級を含む全体の教育活動の前提認識として定着し、具体的な変化が生まれてくるよう答申してください。

※日本イエナプラン教育協会は、日本におけるイエナプラン教育の発展・普及のために、市民の自発的な教育活動を支援、促進し、イエナプラン教育の実践をもとに、情報交換や研究を深めていく場をつくることを目的とする団体です(平成26年10月に一般社団法人設立)。<https://japanjenaplan.org/>



2026年3月22日

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会  
不登校児童生徒に係る特別の教育課程ワーキンググループ  
主査 伊藤 美奈子 殿

日本イエナプラン教育協会  
代表理事 濱 大輔



### 次期学習指導要領改訂に向けた日本イエナプラン教育協会からの要望

イエナプラン教育は、ドイツで始まりオランダで広がった、子ども一人ひとりを尊重しながら自律と共生を学ぶ教育です。日本でも近年、(試行)実践が始まっていますが、その目指すところは令和6年12月25日の文科大臣から中央教育審議会への諮問文の内容とほぼ一致しており、これからの日本の学校で求められる教育のあり方、すなわち、子どもたちの主体性と多様性、対話を重視し、その全人的な発達を促すために、柔軟な指導や子どもたち同士の相互作用を活用して高質で深い学びを行い、共生社会を実現しようとするものです。この観点から、イエナプランをはじめ、同様の方向を目指す学校が、より効果的な教育活動を実現できるように、以下の内容を、中央教育審議会答申の中に入れてくださるよう要望します。

なお、これまでに4回、教育課程企画特別部会に要望書を提出しました。→



**要望1 特別の教育課程の編成が形式的なものに留まらぬよう、その編成は保護者・教員らによる「子どもの最善の利益」についての対話の上に行われる必要のあることを明記してください。**

イエナプラン教育ではインクルーシブな社会の実現を目指していますが、我が国の小中学校における不登校児童生徒数は35万人を超えました。イエナプランスクールは「生命への畏敬の念」を出発点にしますが、その理念はその他の学校や学校の外にいる子どもたちの教育にも当てはまります。これは言い換えれば子どもの権利を保障することであり、大人が子どもの最善の利益をよく考慮することだと言えます。「『こども基本法』(令和5年施行)は、子供の権利の保障、意見表明及び社会参画の機会の確保、子どもの最善の利益の考慮等を基本理念として規定」しています(令和7年9月25日論点整理 p.101)。これは「子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善」に関する内容として記されていますが、私たちはこれを貴ワーキンググループが協議する特別の教育課程の編成においても同様に重視されるべきものと考えます。また、現場における教育課程の編成等が、時に形式的なものに陥ってしまうことも懸念します。そこで、特別の教育課程の編成が、保護者・教員らによる「子どもの最善の利益」についての対話の上に行われる必要のあることを明記するよう提案、要望いたします。

※日本イエナプラン教育協会は、日本におけるイエナプラン教育の発展・普及のために、市民の自発的な教育活動を支援、促進し、イエナプラン教育の実践をもとに、情報交換や研究を深めていく場をつくることを目的とする団体です(平成26年10月に一般社団法人設立)。<https://japanjenaplan.org/>

